

川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業 補助金交付要綱（令和7年3月28日市長決裁 6川臨成第352号）

（目的）

第1条 この要綱は、川崎生命科学・環境研究センターにおいて、利便施設を整備する事業（以下「本事業」という。）について、本事業に要する初期費用に対して補助金を交付することにより、拠点価値の向上を図るために国際戦略拠点にふさわしい質の高い空間を提供し、安定的かつ継続的な運営を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市が「川崎生命科学・環境研究センターにおける飲食事業者選定に係る公募要項」に基づき実施する公募で選定され、本市と基本協定書を締結して行う本事業とする。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために直接的に必要な経費であつて、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）内装工事費及び設備費
- （2）備品購入費等

（補助金の上限）

第4条 補助金の上限は、1,500万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）及び別表に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 申請者は、国税及び市税の滞納をしていない者でなければならない。

（市内中小企業者への優先発注）

第6条 申請者は、交付申請額が100万円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

- （1）1件の金額が100万円を超えるとき。
- （2）その他市長が必要と認めるとき。

- 2 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

（事前着手届）

第7条 申請者は、第5条に規定する申請書を市長に提出した後、次条第1項に規定する交付決定の前に事業に着手するときは、事前に川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業事前着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、第5条の申請を受けたときは、審査のうえ、適正であると認められたときは、川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（計画変更、中止の届出）

第9条 補助事業者は、次の場合においては、速やかに川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業補助金変更（中止）申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合
（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合

（概算払）

第10条 市長は、補助事業者に対し、必要と認めたときは、経費の全部又は一部を概算払にて交付することができる。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業補助金概算払申請書（第6号様式）、収支計算書（第6-2号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了届の提出）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業完了（年度完了）届（第7号様式）、収支計算書（第7-2号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了検査及び補助金額の確定)

第12条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、川崎生命科学・環境研究センターにおける利便施設整備事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の確定通知を受理した後、速やかに、市長に補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 規則やこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助財産の取扱い)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「補助財産」という。）について、善良な管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

2 補助事業者は、補助財産を本事業の目的以外の用途に使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

3 補助事業者は、本事業の目的を達したときは、補助財産の帰属について市長と協議しなければならない。

4 市長は、前項の協議により補助財産を市の帰属とすることができる。

(暴力団の排除)

第17条 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象者とはしない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

（2）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（3）法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

（4）法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 川崎生命科学・環境研究センターにおける障害者就労支援施設としての利便施設整備事業補助金交付要綱は廃止する。

別表（第5条関係） 申請に必要な書類

	名称	内容
①	履歴事項全部証明書（法人）	個人事業主の場合は、開業届の写し、確定申告書の写し、個人市民税の納税証明書等、個人事業主であることが確認できる書類
②	見積書・仕様書	内装工事の積算・設計図面、設備・備品のカタログ等
③	納税証明書（国税・市税）	法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税、法人市民税（個人事業主の場合は個人市民税）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）